健／令03-01　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和３年　４月　１日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

**「届出書類に係る押印の省略」について**

令和２年１２月２５日付厚生労働省より「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等の公布に伴い、健康保険組合に届け出る各種申請書の押印が不要となりました。

つきましては、今後当健保組合への届出等について、下記の通り対応することといたしましたのでお知らせ致します。

記

**１．対象となる印**

　　１．事業主印

　　２．被保険者の印

　　３．医師による意見書の印

**２．対象となる届出書類**

　　当健保組合へ提出する全ての届出書類

　　※但し、口座振替申出書等、金融機関登録印が必要な書類及び開示請求に係る委任状及び第三者行為の求償における添付書類の一部については、引き続き押印が必要となります。

**３．経過措置**

　　届出書類につきましては、順次更新しますが、従来の押印欄のある届出書類で提出される場合でも押印は必要ありません。また押印があっても差し仕えありません。

**４．その他**

　　１．当健保組合において確認が必要と判断した場合は、事業主や被保険者等への電話連絡及び添付書類による突合等を行います。

　　２．事業主からの電子申請については、電子証明書等の添付が必要となります。

以　上